

令和4年度北海道労働局行政運営方針 取組結果報告（上半期）

（令和4年度 第1回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和4年11月 北海道労働局

令和4年度 北海道労働局行政運営方針取組結果報告（上半期） 目次

○北海道労働局の最重点施策

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援	-----	1
(1) 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援	-----	1
(2) 人手不足分野への円滑な労働移動の推進	-----	3
①人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進	-----	3
②地域のニーズに対応した職業訓練の推進等	-----	3
2 多様な人材の活用促進	-----	6
(1) 男性の育児休業取得・女性活躍等の促進	-----	6
①男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援	-----	6
②女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援	-----	6
③新型コロナウイルス感染症に関する小学校休業等対応助成金等による支援等	-----	6
④マザーズハローワーク等による子育て中の方等に対する就職支援	-----	6
(2) 就職氷河期世代の活躍支援	-----	9
①チーム制による伴走型支援	-----	9
②北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援	-----	9
③短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援	-----	9
3 安心して働くことができる職場環境づくり	-----	12
(1) 長時間労働の抑制	-----	12
①労働基準行政が一体となった過労死等防止対策の取組	-----	12
(2) 死亡労働災害の減少	-----	14
①第13次労働災害防止計画における最重点業種対策の取組	-----	14

○北海道労働局の重点施策

1 雇用環境・均等行政の重点施策	-----	16
(1) 総合的なハラスメント対策の推進	-----	16
①職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保	-----	16
②就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進	-----	16

(2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等	-----	17
①雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援	-----	17
②無期転換ルールの円滑な運用	-----	17
③派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発	-----	17
(3) 柔軟な働き方や職場環境整備への支援	-----	19
①良質なテレワークの導入・定着促進	-----	19
②生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援	-----	19
③労働施策総合推進法に基づく協議会等について	-----	19
(4) 個別労働関係紛争の解決の促進	-----	21
①総合労働相談コーナーの適正運営	-----	21
②効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施	-----	21
(5) 仕事と家庭の両立支援対策の推進	-----	22
①次世代育成支援対策等の推進	-----	22
②不妊治療と仕事の両立支援	-----	22
2 労働基準行政の重点施策		
(1) 法定労働条件の履行確保等	-----	23
①新型コロナウイルス感染症防止対策及び同感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理の推進	-----	23
②法定労働条件の確保・改善	-----	23
③特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	-----	23
(2) その他労働基準行政の推進に当たっての問題	-----	25
①「労災かくし」の排除に係る対策の推進	-----	25
②社会保険労務士制度の適切な運用	-----	25
(3) 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導	-----	26
(4) 安全で健康に働くことができる環境づくり	-----	27
①労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種に対する労働災害防止対策	-----	27
②業種横断的な労働災害防止対策	-----	27
③第13次労働災害防止計画の各種施策	-----	27
④産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進	-----	29
⑤化学物質等へのばく露防止対策の推進	-----	30
⑥治療と仕事の両立支援	-----	31
(5) 労災補償対策の推進	-----	32

(6) 最低賃金制度の適切な運営等	-----	33
3 職業安定行政の重点施策		
(1) 職業紹介業務の充実・強化及びデジタル化の推進	-----	34
① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進	-----	34
② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援	-----	34
③ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携	-----	34
(2) 新規学卒者等への就職支援	-----	37
(3) 非正規雇用労働者等への支援	-----	38
① 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援	-----	38
② 求職者支援制度による再就職支援	-----	38
③ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援	-----	38
(4) 高齢者の就労・社会参加の促進	-----	41
① 65歳までの雇用確保に向けた指導及び70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援	-----	41
② ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援	-----	41
③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保	-----	41
(5) 障害者の就労促進	-----	43
① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等	-----	43
② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援	-----	43
③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着促進	-----	43
(6) 外国人に対する支援	-----	45
① 外国人求職者等に対する就職支援	-----	45
② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援	-----	45
③ 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施	-----	45
(7) 求職者の状況に応じた就職等の支援	-----	47
① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進	-----	47

②刑務所出所者等の就労支援	-----	47
○令和4年度北海道労働局の行政目標（数値目標）	-----	49

最重点施策	1 雇用維持・労働移動等に向けた支援
テーマ	(1) 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援
取組目標	<p>雇用調整助成金により、引き続き、休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援する。</p> <p>産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、公益財団法人産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進する。</p>
取組結果	<p>① 雇用調整助成金申請状況（前年同期） 申請件数 34,746件（53,797件） 前年同期比 ▲19,051件 ▲35.4%</p> <p>② 産業雇用安定助成金申請状況（前年同期） 申請件数 216件（87件） 前年同期比 +129件 148.3%</p> <p>③ 在籍型出向の周知活動</p> <p>ア 事業所向けアンケート実施 雇用調整助成金の受給額が多い事業所：216件 ハローワークへ求人申込みが多い事業所：102件 計318件 回答件数：170件（回答率：53.5%） アンケート結果、制度の利用が見込まれる旨回答のあった事業所へ産業雇用安定センターと連携・同行して訪問等による周知活動を行った。</p> <p>イ セミナーの実施 企業組合の例会で制度の周知セミナー実施</p> <p>ウ 在籍型出向制度及び産業雇用安定助成金のセミナー動画を北海道労働局ホームページに掲載</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>雇用調整助成金を効果的に活用し、労働者の雇用の維持を図った事業主の支援に取り組んできたところである。申請書類の簡素化や助成額の引き上げとなっている特例措置については、10月から助成額の上限額が引き下げとなっているが、今年11月までの継続が決定されており、引き続き迅速な支給に努めていく。</p> <p>ただし、令和4年度上半期は、コロナ禍は継続しつつも、雇用調整助成金の申請件数が大幅に減少し、また、雇用失業情勢（令和4年4月～8月）をみると、月間有効求人数、月間有効求職者数、有効求人倍率はいずれも前年同期を上回っており、緩やかに持ち直しの動きがみられるところである。そのため、下半期は休業から就業（出向）への移行を一層効果的に支援できるよう産業雇用安定助成金の活用普及のため在籍型出向の制度周知を以下のとおり一層図っていく。</p> <p>① 2回事業所向けアンケート実施 対象事業所：依然として雇用調整助成金の申請がある中小企業</p> <p>② セミナーの実施</p> <p>③ 厚生労働省での全国協議会開催後、北海道地域協議会を開催し、協議会構成員にも</p>

	周知活動を積極的に実施していただくよう協力を呼び掛ける。
担当部署	職業安定部職業対策課

最重点施策	1 雇用維持・労働移動等に向けた支援
テーマ	(2) 人手不足分野への円滑な労働移動の推進
取組目標	① 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進 ② 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等
取組結果	<p>① 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進</p> <p>ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関と連携を図り、人材不足分野の人材確保に向けた取組を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等向けに、札幌圏及び旭川のハローワークに設置している「JOB-チェンジサポートコーナー」も活用し、雇用吸収力の高い職種や分野への就職も促すなど、業種・職種を超えた再就職支援に取り組んだ。</p> <p>また、介護分野の訓練受講者を増やすことを目的として、札幌圏で開講される介護研修（求職者支援訓練）を概ね2週間ごとに設定するとともに、北海道社会福祉協議会に介護分野訓練情報の定期的な提供を行ったほか、北海道と高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、訓練委託費の上乗せコース（訓練に職場見学や職場体験を組み込むもの）の活用について促している。</p> <p>ア 関係機関との連携状況</p> <p>(ア) 医療・福祉分野への人材確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 令和4年6月20日（月） ・北海道福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 令和4年6月20日（月） ・北海道人材確保対策推進協議会 令和4年6月20日（月） <p>(イ) 建設、警備及び運輸分野への人材確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道建設産業担い手確保対策推進協議会 幹事会（令和4年度第1回） 令和4年8月8日（月） ・北海道人材確保対策推進協議会「建設・警備・運輸分野」部会 令和4年11月17日（木）予定 <p>イ 人材確保対策コーナーにおける支援実績（9月末現在。（ ）は前年同期）</p> <p>【求人者向け支援】 支援対象求人数 4,927 人（3,630 人）、充足数 921 人（849 人）</p> <p>【求職者向け支援】 支援対象者数 2,665 人（2,708 人）、就職件数 1,700 人（1,551 人）</p> <p>ウ JOB-チェンジサポートコーナーにおける支援実績（9月末現在。（ ）は前年同期） 支援開始者数 949 人（510 人）、就職件数 883 人（422 人） ※札幌所以外のコーナー開設は令和3年7月</p>

② 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

地域のニーズを反映した公的職業訓練の設定や周知等に努めたほか、従来の訓練相談窓口に加え、新たにハローワークに設置されたハローワーク・ワンストップ窓口(令和4年5月～)において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した求職者等に対し、訓練の受講あっせんや就職支援を実施した。

ア 地域ニーズに応じた公的職業訓練の実施

ハローワークからの地域の実情、訓練要望等のニーズ調査を実施し、関係機関と共有することでニーズに基づいた訓練コースの開講に向け連携している。

イ 訓練応募状況の情報提供

募集訓練応募状況リストを全ハローワーク(出先機関を含む)に毎週送付し、ハローワーク・ワンストップ窓口等を通じて有効に活用されている。また、当該窓口のみならず、他の職業相談窓口や各付属施設等の窓口においても職業訓練制度が有効な就職支援策としての認識を高めるよう、機会があるごとに繰り返し指示をしている。加えて、各ハローワークにおいては、応募が低調な訓練コースに対し、能動的な対応を図っている。

ウ 公的職業訓練「ハロートレーニング」の周知等について

SNS(Twitter・Facebook)を活用した周知の広報強化を継続している。

エ 公的職業訓練施設見学会の実施

札幌圏において、就労支援に携わる行政機関担当者向けに、職業訓練に対する知見を深めてもらうことを目的とした施設見学会を実施している。

オ 法定化された地域協議会の発足準備

職業能力開発促進法の改正が令和4年10月1日に施行され、地域訓練協議会が法定化されることとなったため、その新しい枠組みとなる「北海道地域職業能力開発促進協議会」を令和4年11月2日に開催することとした。準備作業として関係機関との調整、構成員の募集や本省との連絡調整、資料作成等を進めている。

進捗を踏まえた下半期の取組

① 人手不足分野への就職支援及び業種・職種を超えた再就職等の促進

引き続き、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関と連携、企業説明会・面接会を開催するなど、人材不足分野の人材確保に向けた求人充足支援及び求職者支援を行い、マッチング支援を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に向けて、「JOB-チェンジサポートコーナー」も活用し、業種・職種を超えた再就職支援を推進していく。

また、北海道社会福祉協議会への介護分野訓練情報の定期提供を継続実施し、訓練受講者の確保に努めるとともに、北海道と高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、訓練委託費の上乗せコース(訓練に職場見学や職場体験を組み込むもの)の活用を促していく。

【介護・看護人材合同面接会の開催】

令和4年11月8日(火)、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「介護・看護就職ディ」を開催予定。

【保育士マッチング強化プロジェクトの取組】

令和4年12月18日(日)、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北所において「SAPPORO 保育園ミーティング」(就職面接・説明会)を開催予定

② 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

ニーズに基づいた訓練コースの開講や新規訓練実施者の開拓のため、関係機関との更なる連携を図る。

職業能力開発促進法の改正により法定化された「北海道地域職業能力開発促進協議会」を令和4年11月2日に開催することとしており、構成員に民間職業紹介事業者やリカレント教育実施機関などを新たに加え、より多様な地域のニーズを適切に把握することによって、効果的な人材育成につながる新たな協議会の仕組みを確立する。

また、ハローワークを利用しない新たな求職者層を取り込むためにSNSを活用した周知、広報を継続する。更に需要が高まっているeラーニング訓練のPRのほか、求職者に対する適切な受講あっせん及び訓練受講中からの積極的な就職支援の実施により就職促進を図る。

担当部署

職業安定部職業安定課、訓練室

最重点施策	2 多様な人材の活用促進									
テーマ	(1) 男性の育児休業取得・女性活躍等の促進									
取組目標	<p>① 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援</p> <p>② 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に関する小学校休業等対応助成金等による支援等</p> <p>④ マザーズハローワーク等による子育て中の方等に対する就職支援</p>									
取組結果	<p>① 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援</p> <p>ア 育児休業制度や配偶者が妊娠・出産した際に個別に制度を周知するための措置について、報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。(5件(9月末現在))</p> <p>イ 社労士会からの依頼を受け研修会を実施し、改正育児・介護休業法について周知を図った。</p> <p>ウ 当局HPの「イベント情報」ページや「法改正のご案内」ページに改正育児・介護休業法の解説資料や規定例についての厚生労働省のHPのリンクや中小企業育児・介護休業等推進支援事業のHPへのリンクを掲載し周知を図った。</p> <p>エ 地方自治体・使用者団体等に対し、改正育児・介護休業法についての周知文やリーフレットの広報誌への掲載を依頼した。</p> <p>オ 令和4年度上期の両立支援等助成金の申請件数(コロナ関連の助成金は除く)は167件で、内、子育てパパ支援助成金(男性労働者の育休・男性労働者の育児目的休暇)は41件となった。</p> <table border="1" data-bbox="352 1151 1409 1296"> <thead> <tr> <th></th> <th>両立支援等助成金申請件数</th> <th>内、子育てパパ支援助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>167件</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度上期</td> <td>259件</td> <td>151件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コースの事案を除く。</p> <p>② 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援</p> <p>ア 令和4年(本年)4月から一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表が義務となった101人以上~300人以下の全道事業主(約1,100社)に対して、前年度末実施した円滑な取組を支援するためのアンケート結果に基づき、4月~5月にかけて回答内容に応じた提出勧奨を文書で複数回(約750社)行った。</p> <p>イ 事業所と接触する際など、あらゆる機会を利用して行動計画の策定・届出等について提出勧奨し、制度理解が不足している場合は、策定から届出までの一貫した支援を行う「民間企業における女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)の活用も併せて勧めた。</p> <p>ウ 厚生労働省令の一部改正(令和4年7月8日施行)により、女性活躍推進法の「女性の活躍に関する情報公表項目」に「男女の賃金の差異」を追加することが301人以上の事業主に義務化されたため、9月中旬に全道の対象事業主に対し、リーフレット、数値算定用の解説資料を同封のうえ周知も図った。【資料1-1】</p>		両立支援等助成金申請件数	内、子育てパパ支援助成金	令和4年度上期	167件	41件	令和3年度上期	259件	151件
	両立支援等助成金申請件数	内、子育てパパ支援助成金								
令和4年度上期	167件	41件								
令和3年度上期	259件	151件								

	<p>③ 新型コロナウイルス感染症に関する小学校休業等対応助成金等による支援等</p> <p>ア 標記助成金について、当局HPに制度内容を掲載するとともに、パンフレット等について厚生労働省のHPにリンクを張って周知を図った。【資料1-2】</p> <p>イ 小学校休業等対応助成金については令和4年度上半期に10,563件の申請があった。</p> <p>ウ 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金については、令和4年度上半期に39件の申請があった。</p> <p>④ マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てがしやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施するとともに、子どもが小さいなどの理由で来所困難な方を対象として、オンライン相談やチャットシステムを活用し、自宅等からの求職活動の支援を実施した。</p> <p>また、北海道や札幌市とも、女性の就業に関する支援メニューを相互紹介するなど連携した支援を実施した。</p> <p>【マザーズハローワーク札幌における「パソコン短期セミナー」(5日間)】 6回開催、参加者数94名(うち託児利用者延べ27名)(9月末現在)</p> <p>【担当者制による重点支援対象者数等】(各年9月末現在) 令和4年度 重点支援対象者数2,157人、就職件数2,080件、就職率96.4% 令和3年度 重点支援対象者数2,117人、就職件数2,088件、就職率98.6%</p> <p>【チャットシステムによる相談件数】 令和4年度(9月末現在) 118件</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援</p> <p>ア 引き続き改正育児・介護休業法について説明会の開催等により周知を図るほか、助成金についてもリーフレット等の配布や関係団体への広報誌掲載依頼などにより周知及び活用促進を図る。</p> <p>イ 報告徴収の実施や紛争解決援助制度の活用により、法の履行確保を図る。</p> <p>② 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援</p> <p>行動計画未提出事業主に対して、個別の提出勧奨を行う。</p> <p>また、同時に「女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省委託事業)」の利点(①業界内・地域内における自社の位置付け把握、②自社の取組状況を学生求職者等へアピール可能など)を案内し、利用を促すとともに、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定取得についても更なる働きかけを行う。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に関する小学校休業等対応助成金等による支援等</p> <p>対象期間が令和4年11月30日(申請期限は令和5年1月31日)まで延長された小学校休業等対応助成金については、その迅速な審査に努める。</p> <p>④ 引き続き、マザーズハローワーク等の専門窓口において、求職者一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保を推進するほか、子どもが小さいなどの理由で来所が困難な方に向けてオンライン職業相</p>

	談やチャットシステムを活用した求職活動支援を実施する。
担当部署	雇用環境・均等部企画課、指導課／職業安定部職業安定課

最重点施策	2 多様な人材の活用促進				
テーマ	(2) 就職氷河期世代の活躍支援				
取組目標	<p>① チーム制による伴走型支援 【目標値】 正規雇用に関わらず不安定就労者数 4,300 人以上</p> <p>② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援</p> <p>③ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援 (短期資格等習得コース事業について)</p>				
取組結果	<p>① チーム制による伴走型支援</p> <p>ア 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の方への就職支援のための専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」を札幌わかものハローワーク（令和2年4月開設）、ハローワーク函館（令和3年3月開設）に設置している。</p> <p>「就職氷河期世代サポートコーナー」では、就職支援コーディネーター、就労・生活支援アドバイザーなど専門担当者のチーム制によるキャリアコンサルティングをはじめ、生活設計面の相談、応募書類の作成支援、面接トレーニングの実施、セミナーや企業説明会・就職面接会の開催、職業訓練のあっせん、職場実習・体験の実施、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などの支援を実施している。</p> <p>また、専門窓口が設置されていないハローワークにおいても、一人ひとりの課題に応じて正社員化の実現等に向けたきめ細かな支援を実施している。【資料3-1】</p> <p>イ 就職氷河期世代の雇用機会の増大を図るため、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用について、ハローワークでは求人受理時や求人開拓等事業所との接触機会を捉え制度の周知を積極的に実施しているほか、労働局ホームページや道と連携し就職氷河期世代支援に活用できる助成制度等を掲載した事業主向けリーフレットを作成して配付するなど、継続的に制度の周知及び利用の促進に努めている。</p> <p>【ハローワークによる就職氷河期世代（35歳～55歳未満）の正社員就職件数】</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度（8月末現在）</td> <td>2,533件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>2,299件</td> </tr> </table> <p>② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援</p> <p>ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が策定した、就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえ、北海道における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、北海道労働局、北海道をはじめ、関係行政機関、道内の経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「北海道PF」という。）」を令和2年7月20日に設置しており、令和2年9月28日付けで策定した「事業実施計画」に基づき、連 	令和4年度（8月末現在）	2,533件	令和3年度（8月末現在）	2,299件
令和4年度（8月末現在）	2,533件				
令和3年度（8月末現在）	2,299件				

携した支援の取組を実施している。

・北海道PF会議の開催

北海道PFにおける支援策の進捗状況や周知・広報の取組など構成員間の情報共有を図るための会議を開催した。

【北海道PF第6回会議（令和4年5月24日開催）】

・委託事業における支援の取組

就職氷河期世代の不安定就労者等の雇入れや正社員化等の支援を図るため、委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」により企業説明会等を開催した。

「就職氷河期世代のための企業説明会」

開催日：令和4年8月24日 13時00分～16時00分

場 所：札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階

参加企業数31社、来場者数74人

・当日は同じ会場で、ハローワーク、さっぽろ若者サポートステーション、ジョブカフェ北海道、札幌市生活就労支援センター、札幌市就業サポートセンター、ポリテクセンター北海道などの関係機関合同の特別相談会（相談者36人）、就職支援セミナー（参加者6人）を同時開催。

イ 地域若者サポートステーションとの連携

就職氷河期世代における長期無業者の支援のため、専門窓口である「就職氷河期世代サポートコーナー」をはじめ地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）が設置されている地域のハローワークにおいて、サポステの相談窓口を定期的に開設しているほか、ケース会議の開催や定期的な打合せの実施など情報の共有を図り支援に努めている。

また、ハローワーク窓口において、サポステの対象年齢が49歳まで拡充されたことの周知を含め、サポステ事業の積極的な周知を図り、支援が必要と思われる利用者のサポステへの誘導など支援の取組を行っている。

サポステ設置～9箇所（ ）はサテライト

【札幌・（岩見沢）、旭川、釧路、函館、苫小牧・（室蘭）、オホーツク、帯広】

③ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

事業受託者から、事業実施の連絡があった場合には、ハローワークシステムへ訓練コース入力を行い、全道のハローワークに周知協力・受講あっせんの依頼を行っている。

ア 訓練コース入力件数：6件（令和4年9月末現在）

（ア）就職氷河期世代の方向けの普通自動車第二種免許習得講座

（イ）北海道ブロック第8回農業法人等への就職に必要な資格等習得コース

（ウ）北海道ブロック第9回農業法人等への就職に必要な資格等習得コース

（エ）北海道富良野令和4年度建築総合コース

（オ）北海道日高令和4年度建築総合コース

	<p>(カ) 北海道岩内令和4年度建築総合コース</p> <p>イ 具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講対象者となり得る求職者への事業の周知（リーフレット、パンフレット等の配置やポスターの掲示及び関心を示した者への受託者への案内、送り出し） ・イベント等における短期資格等習得事業の説明機会の提供 <p>ウ 職業訓練受講給付金の利用者数：0人</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① チーム制による伴走型支援</p> <p>引き続き、専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」において、就職氷河期世代の支援を必要とする方々に対し、きめ細やかな伴走型支援を実施する。</p> <p>また、ハローワークにおいて正社員求人を出している事業主や正社員での就職を希望する対象労働者へ特定求職者雇用開発助成金（氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金の活用について丁寧な説明を行うほか、引き続き、各助成金の周知・広報に努め、制度の適切な運用を図る。</p> <p>② 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援及び地域若者サポートステーションを通じた支援</p> <p>ア 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道PF事業実施計画に基づき事業に取り組む。 ・北海道PF第7回会議の開催（令和4年12月～5年1月頃） ・委託事業「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」による支援の取組 <p>「就職氷河期世代のための就職面接会」の開催</p> <p>開催日：令和4年12月6日開催予定</p> <p>場 所：札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階</p> <p>参加企業数30社以上</p> <p>当日は同じ会場で、ハローワーク、さっぽろ若者サポートステーション、ジョブカフェ北海道、札幌市生活就労支援センター、札幌市就業サポートセンター、ポリテクセンター北海道などの関係機関合同の特別相談会、就職支援セミナーを同時開催予定</p> <p>イ 地域若者サポートステーションとの連携</p> <p>引き続き、サポステ事業の積極的な周知、ハローワーク及び福祉機関等との連携強化に努める。</p> <p>③ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援</p> <p>引き続き、事業受託者から事業実施の連絡があった場合には、訓練コースの入力を行い、全道のハローワークに展開する。また、受講にあたり職業訓練受講給付金の希望者があった場合には、事業受託者と連携して進めることとする。なお、職業訓練受講給付金の利用者があった場合には、制度の運用が適切に行われるよう努める。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課、職業対策課、訓練室</p>

最重点施策	3 安心して働くことができる職場環境づくり
テーマ	(1) 長時間労働の抑制
取組目標	① 労働基準行政が一体となった過労死等防止対策の取組
取組結果	<p>ア 長時間労働の抑制と過重労働対策</p> <p>(ア) 長時間労働の抑制に向けた監督指導等</p> <p>(イ) 過重労働による健康障害防止対策</p> <p>長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導(関係法令の周知等含む)を835件実施し、577件で労働基準関係法令違反(違反率69.1%)が認められたので、是正を指導した。</p> <p>(ウ) 中小企業・小規模事業者及び建設業への改正労働基準法等の周知等</p> <p>監督指導により労働時間に関する違反が認められた場合、労働時間相談・支援班又は北海道働き方改革推進センター等の活用により法違反の解消に向けた助言指導を行った。また、建設業に対しては業界団体等を通じて説明会開催する等により改正労働基準法等の周知を図った。</p> <p>中小規模の地場建設事業場に対して労働条件確保を主眼とした監督指導を198件実施し、139件で労働基準関係法令違反(違反率70.2%)が認められたので、是正を指導した。</p> <p>(エ) 自動車運転者の勤務環境の改善</p> <p>自動車運転者に関する指導等に関して、監督指導を110件実施して99件で労働基準関係法令違反(違反率90.0%)が認められたので是正を指導し、労働時間管理適正化指導員を活用した個別訪問を3件実施して労働基準関係法令等の周知を実施した。</p> <p>関係機関との通報事案は、当局から関係機関へ通報した件数は15件、関係機関から当局へ通報された件数は6件であった。</p> <p>(オ) 長時間労働につながる取引環境の見直し</p> <p>長時間労働の抑制等を主眼とした監督指導は(イ)で述べたとおり835件であるが、このうち親事業の下請代金支払遅延防止法等違反に起因する労働基準関係法令違反は認められなかった。</p> <p>イ 過労死等事案が発生した場合の措置</p> <p>過労死等事案については、調査開始時より局が積極的に関与し、署との連携を図るとともに、管理者を含む局事案検討会の場及び労働基準部長報告の場において調査の進捗を共有、問題点を洗い出すことにより、署に対し判断に必要な具体的な調査指示等を示し早期処理を図ったが、令和4年9月末現在の長期未決事案は前年同期と比べ、7件の増となった(精神17件、脳心3件、昨年同月末は精神12件、脳心1件)。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 引き続き時間外・休日労働時間数1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施することとし、特に過労死等防止啓発月間である11月に重点的に監督指導を実施するほか、過重労働相談受付集中期間の設置、過労死等防止対策推進シ</p>

	<p>ポジウムの開催、しわ寄せ防止キャンペーンの設定等、過重労働解消に向けた取組を実施する。【資料2-1, 2-2】</p> <p>イ 時間外労働の上限規制に係る適用が猶予されている自動車運転者と建設業に対し監督指導等により法令遵守を図りつつ、これらの業種に対し労働時間相談・支援班による集団指導等を実施して改正労働基準法の周知を行う。</p> <p>ウ 下請事業場における長時間労働の背景に親事業場による下請代金支払遅延防止法等違反がないか監督指導の際には必ず確認し、通報対象に該当する場合には、確実に通報を行う。</p> <p>エ 引き続き長期未決事案解消のため、上記取組を継続するとともに、労災補償監察官等を署の事案検討会に参加させ、実施時期を明確にした調査指示及び指示後のフォローアップの徹底を図り、調査期間の短縮を図る。</p>
担当部署	労働基準部監督課、安全課、健康課、労災補償課

最重点施策	3 安心して働くことができる職場環境づくり
テーマ	(2) 死亡労働災害の減少
取組目標	① 第13次労働災害防止計画における最重点業種対策の取組
取組結果	<p>ア 建設業</p> <p>(ア) 9月末における死傷者数は582人(死亡14人)で墜落・転落災害が34.2%を占めており、去年同期(死亡13人を含む607人)より25人(4.1%)減少した。 【資料2-3, 2-4】</p> <p>(イ) 建設工事着工期労働災害防止運動期間中の取組 災害が多く発生する建設工事着工期(4~6月)における労働災害を防止するため、期間前に墜落・転落災害防止対策、建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊防止対策等を重点に、各監督署より、561の発注機関及び関係団体等に対して会議や文書で周知を行った。 また期間中には各監督署において関係機関と連携したパトロール(24回、65現場)を実施し、建設工事現場に対する監督指導等を実施した。(監督指導件数337件、安全衛生指導件数121件)</p> <p>(ウ) 上記(イ)と同様に災害が多く発生する建設追い込み期(10月~12月)に向け、9月に「建設工事追い込み期労働災害防止運動」による労働災害防止についての取組の要請を局より65の関係団体等に行った。</p> <p>イ 陸上貨物運送事業</p> <p>(ア) 9月末における死傷者数は565人(死亡4人)で、前年同期の566人(死亡6人)より1人減少(0.1%減)した。【資料2-3】</p> <p>(イ) 事故の型別災害を見ると、墜落・転落が全体の27.1%、次いで転倒が23.7%であり、この二つで全体の50.8%と過半数を占めた。【資料2-4】</p> <p>(ウ) 7月に陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施する「陸上貨物運送事業労働災害防止運動」の一環として、陸上貨物運送事業を重点業種としている署において集団指導(302事業場)を実施するとともに令和3年に休業2か月以上墜落・転落災害を発生させた事業場に対する個別指導、パトロールを実施した。</p> <p>(エ) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会が主催する「テールゲート・ロールボックスパレット安全作業研修会」及び「高齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止セミナー」において「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図った。(38事業場)</p> <p>(オ) 事業場が連続無災害記録に取り組みやすくするため、当局独自に「陸運業ゼロ災害チャレンジ北海道」という名称で短期間無災害達成証運動を始め、陸運事業場の安全意識の高揚を図った。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>労働災害の発生状況を的確に捉えた上で効果的な労働災害防止対策の推進を図る。</p> <p>ア 建設業</p> <p>上半期においては、墜落・転落防止措置についての指導が多く、死亡労働災害でも事故別の割合が最も大きいことから、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を通</p>

	<p>じて、墜落・転落防止対策を最重点とし、監督指導、個別指導等を実施することにより、建設業における労働災害の抑制を図る。</p> <p>イ 陸上貨物運送事業</p> <p>上半期においても荷役作業における災害の減少は鈍化しており、全業種に占める割合が依然として高いことから、引き続き関係団体等と連携し、テールゲート、ロールボックスパレットを用いる際の災防対策、高年齢者対策を含め、関係事業場に対する「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図る。</p> <p>また、「陸運業ゼロ災チャレンジ北海道」運動の第2期が2月から始まることから、参加事業場を積極的に募り、より一層の無災害に対する機運の醸成を図る。</p>
担当部署	労働基準部安全課

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(1) 総合的なハラスメント対策の推進
取組目標	① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保 ② 就職活動中等の学生に対するハラスメント対策等の推進
取組結果	① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保 ア ハラスメント防止措置について、報告徴収により企業の雇用労務管理について聴取し必要に応じて指導を行い、履行確保を図った。(6件(9月末現在)) イ 本省委託事業の活用について、当局HPで広く周知を図るとともに、相談対応等においてウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種研修ツールを案内し周知を図った。 ② 就職活動中等の学生に対するハラスメント対策等の推進 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、相談先等を記載したリーフレットを活用し、周知した。【資料1-3】
進捗を踏まえた下半期の取組	① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保 企業のハラスメント防止措置の実施の促進について、12月の「ハラスメント撲滅月間」に事業主団体等に対して周知啓発を行う。 また、報告請求の実施による法の履行確保について、引き続き実施する。 ② 就職活動中等の学生に対するハラスメント対策等の推進 引き続き相談先等を記載したリーフレットを活用し、周知する。
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策									
テーマ	(2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等									
取組目標	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援</p> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>③ 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発</p>									
取組結果	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援</p> <p>ア パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応した。(137件(9月末現在))</p> <p>イ 中小企業・小規模事業者の利用促進のため、北海道働き方改革推進支援センターにおいて、セミナーを主体として開催したものの、年間目標60回に対し、上半期の実施は27回と年間目標の45.0%にとどまった。</p> <p>商工団体等への窓口相談派遣の申込は年間目標250件に対し、52件であった。</p> <p>また、個別訪問申込件数は年間目標500件に対し、133件と目標の26.6%となっている。(9月末現在)【資料1-4】</p> <p>ウ キャリアアップ助成金の周知を図り、正社員化の促進を図った。</p> <table border="1" data-bbox="352 1016 1437 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数</th> <th>キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>1,546件</td> <td>1,274人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度上期</td> <td>1,129件</td> <td>2,156人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて、無期転換ルールに関して当局HPで広く周知を図るとともに、相談対応等における無期転換ルールに関するリーフ・パンフ・Q&A集等各種資料を活用する等円滑な運用のための周知徹底を行った。</p> <p>③ 派遣労働者の同一労働同一賃金の周知・啓発</p> <p>ア 指導監督</p> <p>労働者派遣事業が適正に運営されるよう、派遣元事業所及び派遣先に対し訪問・呼出による指導監督を実施している。</p> <p>令和4年度実施数(9月末現在) 205件</p> <p>※参考</p> <p>令和3年度実施数(9月末現在) 259件</p> <p>令和2年度実施数(9月末現在) 51件</p> <p>イ 集団指導</p> <p>(ア) 同一労働同一賃金セミナー</p> <p>派遣元及び派遣先事業主等を対象として、同一労働同一賃金制度や労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の作成について説明をした。</p>		キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数	キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数	令和4年度上期	1,546件	1,274人	令和3年度上期	1,129件	2,156人
	キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請件数	キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数								
令和4年度上期	1,546件	1,274人								
令和3年度上期	1,129件	2,156人								

	<p>令和4年（9月末現在）開催回数：12回 参加数：53事業所 （※参考 令和3年（9月末現在）開催回数：2回 参加数：5事業所）</p> <p>（イ）労働者派遣事業主向けセミナー 労働者派遣事業を行う事業主等に対し、労働者派遣事業制度や留意点など適正な運営に向けて様々なセミナーを実施した。</p> <p>令和4年（9月末現在）開催回数：13回 参加数：489事業所 （※参考 令和3年（9月末現在）開催回数：1回 参加数：2事業所）</p> <p>（ウ）派遣労働者向けセミナー 求職者等を対象として、同一労働同一賃金制度を含む労働者派遣制度の仕組みや派遣労働する際の注意点等を説明した。</p> <p>令和4年（9月末現在）開催回数：7回 参加数：101人 （※参考 令和3年（9月末現在）開催回数：8回 参加数：40人）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援 パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施し、法の履行確保を図るとともに、北海道働き方改革推進支援センターではセミナー等を開催し、パートタイム労働者や有期雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応する。併せてキャリアアップ助成金の周知を行い、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に向けて利用促進を図る。</p> <p>② 無期転換ルールの円滑な運用 引き続き、無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底を行う</p> <p>③ 上期においては、多くのセミナーを企画し派遣事業主及び派遣労働者に対して周知を行った結果、前年度の参加数に比較し相当数の参加があった。 下期においては、派遣先の通常の労働者と均等・均衡待遇確保措置及び労使協定による待遇確保措置等が適切に履行されているか重点的に確認する集中的指導監督を積極的に実施するほか、労働者派遣事業の適正な事業運営の履行確保を目的とした定期指導を実施する。 また、セミナーの説明内容と実施方法を工夫して、留意すべき内容を理解しやすくなるような説明とオンラインによる実施など、幅広く受講が出来るようにすることで制度の一層の周知を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部指導課／職業安定部需給調整課</p>

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策									
テーマ	(3) 柔軟な働き方や職場環境整備への支援									
取組目標	① 良質なテレワークの導入・定着促進 ② 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援 ③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について									
取組結果	<p>① 良質なテレワークの導入・定着促進</p> <p>北海道内の企業でテレワークを導入している割合は 35.3%あり、全国の導入率 51.9%を下回っている。(令和3年通信利用動向調査(総務省))</p> <p>ア テレワーク相談センターにおいて今年度 10 回実施予定のテレワーク・セミナーの開催案内を北海道働き方改革推進支援センターと連携して周知するとともに、北海道働き方改革推進支援センターにおいてもテレワーク導入支援のためのセミナーを開催して普及促進に努めた。【資料1-5】</p> <p>イ 今年度から対象事業主・助成対象経費の見直しを行った「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」について当局HPに掲示して制度の周知を図った。【資料1-6】</p> <p>② 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援</p> <p>当局HPにおいて「働き方改革推進支援助成金」の案内及び活用に当たっての留意事項を掲載し周知を図った。また、本年度要件が緩和され、助成対象が拡大された「業務改善助成金」については、当局HPによる周知のほか、本年9月に2度最低賃金の改正と併せてプレスリリースを行って周知した。【資料1-7, 1-8】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>働き方改革推進支援助成金申請件数</th> <th>業務改善助成金申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>172 件</td> <td>125 件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度上期</td> <td>169 件</td> <td>104 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について</p> <p>「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、下期に開催を予定している。また、北海道地方労働審議会は下期に開催し、委員からの意見を頂戴することとしている。</p>		働き方改革推進支援助成金申請件数	業務改善助成金申請件数	令和4年度上期	172 件	125 件	令和3年度上期	169 件	104 件
	働き方改革推進支援助成金申請件数	業務改善助成金申請件数								
令和4年度上期	172 件	125 件								
令和3年度上期	169 件	104 件								
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 良質なテレワークの導入・定着促進</p> <p>引き続き良質なテレワークの普及促進を図るため、本省主催による「テレワークセミナー」の受講勧奨を実施する。</p> <p>また、テレワーク相談センターと北海道働き方改革支援センターとの連携による個別相談対応の充実、セミナー開催等による支援を行う。併せて「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」についての周知を図る。</p> <p>② 生産性を高めながら労働時間の縮減や賃金引上げに取り組む事業者等の支援</p> <p>「働き方改革推進支援助成金」及び「業務改善助成金」の迅速な審査に努め、業務改善助成金の制度拡充を引き続き周知し活用促進を図る。</p> <p>③ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について</p> <p>「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」については、協議会構成機関の活</p>									

	動報告や好事例を纏め構成員あて報告することとしている。また、北海道地方労働審議会においては頂戴した意見を踏まえた下記の行政運営の実施と次年度の行政運営方針（案）に対する意見を集約し運営方針（確定版）を策定する。
担当部署	雇用環境・均等部企画課、指導課

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策				
テーマ	(4) 個別労働関係紛争の解決の促進				
取組目標	① 総合労働相談コーナーの適正運営 ② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施				
取組結果	① 総合労働相談コーナーの適正運営 総合労働相談員に対し、新型コロナウイルスに関するQ&A、法改正に係る留意について速やかに情報提供を行った。また、「あっせん」、「助言・指導」の受理時における事前協議やあっせん実施時に指導及び必要な情報提供を行った。				
	② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施 〔助言・指導〕				
		受理件数	10日以内実施	10日以内実施率	1か月以内実施
	令和4年度上期	125件	119件	95.2%	6件
	令和3年度上期	129件	129件	100%	0件
	〔あっせん〕				
	受理件数	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意立
令和4年度上期	104件	61.5%	91件	30.8%	62.8%
令和3年度上期	95件	74.7%	48件	28.6%	54.5%
【資料1-9】					
あっせんが不調となり打ち切りとなった場合には、申請人に対し、関係機関（札幌地方裁判所、北海道労働委員会、法テラス等）のリーフレットを送付し、その後の紛争解決に向けての情報提供を行った。					
進捗を踏まえた下半期の取組	① 総合労働相談コーナーの適正運営 引き続き、「あっせん」、「助言・指導」受理時における事前協議やあっせん実施時に指導及び必要な情報提供を行うとともに、必要と思われる総合労働相談コーナーについては、個別に業務指導を実施する。 ② 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施 引き続き、受理時における事前協議等を通じて、助言・指導等の効果的な実施に努める。 あっせんについては、参加の意思確認や日程調整を早急に行うことにより、早期の実施に努めるとともに、被申請者にあっせん参加によるメリットを丁寧に説明することや、テレビあっせんの開催により、あっせん参加率の向上に努める。				
担当部署	雇用環境・均等部指導課				

重点施策	1 雇用環境・均等行政の重点施策												
テーマ	(5) 仕事と家庭の両立支援対策の推進												
取組目標	① 次世代育成支援対策等の推進 ② 不妊治療と仕事の両立支援												
取組結果	<p>① 次世代育成支援対策等の推進</p> <p>「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」、「くるみんプラス」の活用、「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定基準の改正及び「トライくるみん」の創設について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の終期通知に併せて事業主へパンフレット等を配布するとともに当局HPで広く周知を図った。</p> <p>[くるみん認定企業数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>プラチナくるみん</th> <th>くるみん (内プラス)</th> <th>トライくるみん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度上期</td> <td>2件</td> <td>4件 (1件)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度上期</td> <td>0件</td> <td>5件 (—)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 不妊治療と仕事の両立支援</p> <p>当局HP上に設けた「不妊治療と仕事の両立について」の 카테고리の中で両立支援助成金（不妊治療両立コース）について、リーフレットに加え、支給申請までの流れやQ&Aもまとめて掲載し、当該制度の周知・啓発を行った。</p>		プラチナくるみん	くるみん (内プラス)	トライくるみん	令和4年度上期	2件	4件 (1件)	0件	令和3年度上期	0件	5件 (—)	—
	プラチナくるみん	くるみん (内プラス)	トライくるみん										
令和4年度上期	2件	4件 (1件)	0件										
令和3年度上期	0件	5件 (—)	—										
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 次世代育成支援対策等の推進</p> <p>引き続き、事業主が行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の周知を図ることにより、事業主による職場環境整備を推進する。</p> <p>また、令和4年度よりくるみん認定等の新たな類型として創設される不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促すとともに、「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定基準の改正と、それに伴う新たなくるみん「トライくるみん」の創設について広く周知し、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行う。</p> <p>② 不妊治療と仕事の両立支援</p> <p>引き続き両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の利用促進を図る。</p>												
担当部署	雇用環境・均等部企画課、指導課												

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(1) 法定労働条件の履行確保等
取組目標	<p>① 新型コロナウイルス感染症防止対策及び同感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理の推進</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善</p> <p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p>
取組結果	<p>① 新型コロナウイルス感染症防止対策及び同感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理の推進</p> <p>健康確保対策では、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」について、関係団体へリーフレットを配布し、その活用を図る要請を行った。特に、署において新型コロナウイルス感染事例を把握した場合は、「感染拡大防止チェックリスト」を活用した感染拡大防止の要請及び職場の感染対策症の推進の周知を行った。【資料2-5】</p> <p>労働条件確保対策では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業場における大量整理解雇等の情報を把握した場合はもとより、大量整理解雇以外で感染症の影響により労働条件上問題が生じるおそれがある事案について、適切な労務管理を行うよう啓発指導等を実施した。また、企業倒産により賃金が未払いのまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払事業により早急な救済が図られるよう書類の簡略化等により迅速な処理を実施した。【資料2-6】</p> <p>事業主及び労働者からの個別相談に対し、その都度、懇切丁寧に説明し制度の周知に努めたことにより、相談件数は昨年度より増加傾向となっている。</p> <p>また、リーフレット等については、道と連携し振興局を通じ管内の各地方公共団体に要請することで、広く制度の周知を図った。</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善</p> <p>一般労働条件に係る監督指導(関係法令の周知等含む)に関して上半期は1,289件の監督指導を実施し、949件で労働基準関係法令違反(違反率73.6%)が認められ是正を指導した。</p> <p>司法処分事案や監督指導結果を積極的に広報し、当局HPに掲載した。【資料2-7】</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下ガイドラインという)に関して監督指導や集団指導等のあらゆる機会を捉えて周知した。また、前述の②における一般労働条件に係る監督指導において、ガイドラインを遵守せず労働時間の不適切管理をしていた245件について改善を指導し、このうち賃金不払残業が認められた55件について是正を指導した。</p> <p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p> <p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策</p> <p>技能実習生を含めた外国人労働者に係る監督指導等に関して上半期は74件の監督指導を実施し、68件で労働基準関係法令違反(違反率91.9%)が認められ是正を</p>

	<p>指導したほか、12件について関係機関への通報を行った。</p> <p>イ 障害者である労働者</p> <p>障害者に係る監督指導等に関して上半期は9件の監督指導を実施し、9件で労働基準関係法令違反(違反率 100.0%)が認められ是正を指導した。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症防止対策及び同感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理の推進</p> <p>ウイズコロナ時代に移行しつつあるものの感染者数は増減を繰り返し、予断を許さない状況が続いているため、上半期に引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症防止対策等を推進し、ウイズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくりを目指す。</p> <p>また、労災補償対策については下半期も引き続き、個別相談に関しては、制度及び具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災請求に対して迅速・適正な処理を行う。</p> <p>② 法定労働条件の確保・改善</p> <p>賃金不払残業をはじめとする労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対して監督指導を実施し、法違反が認められた場合には是正指導させるとともに、重大・悪質な事案については司法処分とする。また、司法処分事案や監督指導結果については、広報を実施する。</p> <p>③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進</p> <p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策</p> <p>労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対し監督指導を実施するとともに、関係機関との相互通報制度の確実な運用を図る。</p> <p>イ 障害者である労働者</p> <p>関係行政機関からの情報や相談・監督指導などあらゆる機会において、障害者虐待が疑われる事案の把握に努め、障害者の法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる場合は、監督指導を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課、健康課、労災補償課</p>

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(2) その他労働基準行政の推進に当たっての問題
取組目標	① 「労災かくし」の排除に係る対策の推進 ② 社会保険労務士制度の適切な運用
取組結果	① 「労災かくし」の排除に係る対策の推進 「労災かくし」について厳正に対処した。 ② 社会保険労務士制度の適切な運用 懲戒処分を決定した事案はなかった。
進捗を踏まえた下半期の取組	① 「労災かくし」の排除に係る対策の推進 監督指導、集団指導等あらゆる機会を通じ、「労災かくし」の排除について、周知・啓発を図っていく。「労災かくし」の情報を把握した場合は、司法処分を含め厳正に対処する。【資料2-8】 ② 社会保険労務士制度の適切な運営 関係部門と連携を図り、社会保険労務士の不正事案に係る情報収集に努め、同事案を把握した場合は、適切な調査を実施する。
担当部署	労働基準部監督課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(3) 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導
取組目標	<p>地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限を始めとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保する。</p> <p>また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法をアドバイスするなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応する。</p>
取組結果	<p>監督権限の公正かつ斉一的な行使を確保するため、地方労働基準監察を通して監督指導の実施状況や内容を確認し、必要な指導を実施した。</p> <p>労働基準監督官の職務遂行に必要な知識と技能を習得できる機会を設け、監督指導において法違反が認められた事業主に対し改善に向け懇切丁寧に指導ができるよう教育した</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>労働基準監督官が労働基準監督官行動規範に則り監督権限を行使するために、地方労働基準監察制度の厳格な運用、業務遂行能力向上のための研修等を随時実施する。【資料2-9】</p>
担当部署	労働基準部監督課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 安全で健康に働くことができる環境づくり
取組目標	① 労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種に対する労働災害防止対策 ② 業種横断的な労働災害防止対策 ③ 第13次労働災害防止計画の各種施策
取組結果	<p>① 労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種に対する労働防止対策</p> <p>ア 製造業</p> <p>(ア) 9月末における死傷者数は849人(死亡5人)で転倒災害が23.4%、はさまれ・巻き込まれ災害が19.7%を占めており、昨年同期(死亡1人を含む798人)より51人増加(12.6%)したが、コロナを除くと減少している。【資料2-3, 2-4】</p> <p>(イ) 動力機械等による、はさまれ・巻き込まれ災害等を発生させた事業場に対して監督指導(193件)及び個別指導(25件)を実施し、転倒災害防止については「STOP 転倒災害プロジェクト」において、製造業関係団体への転倒災害防止対策の周知を実施した。</p> <p>イ 林業</p> <p>(ア) 9月末において、死亡事故は発生していないが、休業者数は64人と前年同期に比べ14件増加しており(死傷者数対前年比で28.0%増加)、事故の型としては立木等による飛来・落下災害が18.8%を占めている。【資料2-3, 2-4】</p> <p>(イ) 令和3年の死亡災害は前年より減少していたが、他産業と比較して労働災害発生率が高いことから、4月に林業の安全対策の推進について関係機関及び関係団体(局署で96関係機関等)を通じて事業場への周知を行った。</p> <p>ウ 第三次産業</p> <p>(ア) 9月末の死傷者数は小売業、飲食店については昨年に比べ減少し、社会福祉施設については、死傷者数は1,134人(死亡0人)と昨年同期(死亡0人712人)より増加した。転倒災害が多くを占めた。ビルメンテナンス業と警備業については、災害件数は減少している。【資料2-3, 2-4】</p> <p>(イ) 小売業、社会福祉施設については、北海道小売業SAFE協議会(旧名称北海道小売業+safe協議会)、北海道社会福祉施設SAFE協議会(旧名称北海道社会福祉施設+safe協議会)を立ち上げ、第1回SAFE協議会を開催し、マスコミ報道し、労働災害の多い小売業、社会福祉施設について労働災害防止の機運醸成をした(8月)。また、SAFE育成支援(旧名称+safe育成支援)対象を小売業、社会福祉施設各1社ずつ選出し、1回目の支援活動を実施した(7、9月)。【資料2-10】</p> <p>②業種横断的な労働災害防止対策</p> <p>ア 転倒災害防止対策、高齢者の特性に配慮した安全衛生対策</p> <p>全国安全週間を周知する機会を利用して、災害防止団体及び事業者団体(145団体)に対し、「STOP 転倒災害プロジェクト」における転倒災害防止対策及び「高年</p>

	<p>齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」、「エイジフレンドリー補助金」、「働く高齢者のための安全衛生管理セミナー」についての周知を実施した。</p> <p>また、各署における集団指導や監督指導等のあらゆる機会を利用して上記安全対策の周知を行った。</p> <p>③ 第13次労働災害防止計画の各種施策</p> <p>ア 令和3年における草刈機等での死亡災害が多発したことから、草刈機等を使用していると思われる事業場に対し、自主点検を実施することにより労働災害防止への取組と安全意識高揚を図った（5、6、8月）。</p> <p>イ 令和3年10月に花火工場での爆発災害が発生していることから、同種災害防止のため、関係機関と連携し、同様の花火製造事業場等に対して爆発災害防止の観点から指導を行っている（9月～）。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>労働災害の発生状況を的確に捉えた上で効果的な労働災害防止対策の推進を図る。</p> <p>① 労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種に対する労働防止対策</p> <p>ア 製造業</p> <p>引き続き、動力機械等による、はさまれ・巻き込まれ災害等を発生させた事業場に対して監督指導等を実施する。また、署においては食料品、金属製品製造業について、集団指導を実施する。</p> <p>イ 林業</p> <p>冬山での作業が増えることから、引き続き、安全管理を徹底するよう関係事業者に対して指導する。</p> <p>11月に「林業労働災害防止にかかる連絡会議」を開催して安全衛生に関する情報共有を図るとともに、関係機関との合同パトロールを開催する。</p> <p>ウ 第三次産業</p> <p>小売業、社会福祉施設に関しては2回目のSAFE協議会の開催を行い、安全意識高揚のため労働災害防止好事例について協議し、その結果を管内の同業他社に発信する。</p> <p>また、SAFE育成支援事業場に対しても、2回目の訪問を行い、労働災害防止活動を確認するとともに、必要な支援を行う。</p> <p>② 業種横断的な労働災害防止対策</p> <p>冬季特有の要因による労働災害防止対策について、「北海道冬季ゼロ災運動」を展開し、関係事業者団体（140団体）に対し周知を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部安全課</p>

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 安全で健康に働くことができる環境づくり
取組目標	④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進 ア 北海道産業保健支援センターの活用促進を図り、一定規模の特定9業種の事業場におけるメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。 イ 規模50人以上の事業場における産業医の選任の徹底を指導する。
取組結果	ア メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス推進計画(H30～R4)」に基づき、各署の管内状況を踏まえたストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策を計画的に実施した結果、一定規模の特定9業種の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組率は目標値80%以上に対し、71.7%となっている。 イ 各署において、個別指導または文書指導を行い、選任の徹底を図った。
進捗を踏まえた下半期の取組	ア メンタルヘルス対策について引き続き計画を推進し、特に特定9業種に対する取組の推進を図る。 イ 下半期も引き続き選任の徹底を図る
担当部署	労働基準部健康課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 安全で健康に働くことができる環境づくり
取組目標	<p>⑤ 化学物質等へのばく露防止対策の推進</p> <p>ア 化学物質等を使用した事業場に対する集団指導、文書要請の実施のほか、HP、SNSを活用した情報発信等、あらゆる広報媒体を活用した周知を図る。</p> <p>イ 化学物質を取扱う事業場、石綿を使用した建築物の解体作業、トンネル粉じん対策等について、関係法令に基づく措置の遵守徹底を図る。</p> <p>ウ 振動障害、腰痛等の職業性疾病に対する予防対策について、関係法令、ガイドライン等に基づく措置の遵守徹底を図る。</p> <p>エ 本年1月19日から施行された建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行う。</p>
取組結果	<p>⑤ 化学物質等へのばく露防止対策の推進</p> <p>ア 化学物質等を使用する事業場に対して文書要請を実施したほか、業種を問わず集団指導を実施し、また、HP、SNSを活用した情報発信等、あらゆる広報媒体を活用した周知を図った。</p> <p>イ 化学物質を取扱う事業場96件、石綿を使用した建築物の解体作業等72件、トンネル粉じん対策等50件について、監督指導等による関係法令に基づく措置の順守徹底を図ったほか、計画届及び作業届提出時等あらゆる機会に関係法令、ガイドライン等に基づく措置の周知を行った。</p> <p>ウ 振動障害、腰痛等の職業性疾病に対する予防対策について、監督指導等、集団指導時などに関係法令、ガイドライン等に基づく措置の周知を行った。</p> <p>エ あらゆる機会に周知啓発を図るとともに補償課と連携を取りつつ申請者への支援を図った。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、あらゆる広報媒体を活用した周知を図る。 化学物質対策、粉じんばく露防止対策、石綿ばく露防止対策については、中期計画等に基づき、監督指導等を引き続き推進する。
担当部署	労働基準部健康課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 安全で健康に働くことができる環境づくり
取組目標	<p>⑥ 治療と仕事の両立支援</p> <p>ア 令和4年度からはじまる「北海道地域両立支援推進チームの取組に関する5か年計画」により、治療しながら働き続けられる環境にあると感じる人の割合を増加させる。</p> <p>イ ハローワークの就職支援ナビゲーターとがん診療連携拠点病院等が連携し、がん患者等に対する就労支援を引き続き実施する。</p> <p>※ 就労支援については、職業安定部において実施</p>
取組結果	<p>⑥ 治療と仕事の両立支援</p> <p>ア 8月30日に北海道地域両立支援推進チーム協議会を開催し、協議会構成員の活動状況の情報共有を行い、推進チームの構成員と連携して両立支援の取組を促進することを確認した。</p> <p>イ がん等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して行う就職支援を札幌・函館・旭川・釧路・苫小牧の5地域16拠点で実施した。</p> <p>令和4年度(9月末) 新規対象者数 142人 就職件数 64件 令和3年度(9月末) 新規対象者数 159人 就職件数 86件</p> <p>(注)令和4年の実績は四半期毎に集計しているため、直近の6月末現在となる。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 引き続き、北海道地域両立支援推進チームの各機関と連携し、両立支援の取組の促進を行っていく。</p> <p>イ 今後も機会を捉えて好事例の収集に努める。</p> <p>ウ 今後もあらゆる機会を通じ「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行う。</p> <p>エ 引き続きがん等の長期にわたる治療が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して、丁寧な就職支援を実施していく。</p>
担当部署	労働基準部健康課／職業安定部職業対策課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(5) 労災補償対策の推進
取組目標	組織的対応の推進及び事務処理の能力の向上を図るとともに、的確な進行管理により労災請求の早期決定を行う。
取組結果	<p>署において調査・認定業務に従事する職員に対して、6月23日に局主催による過労死事案及び石綿関連疾病事案等の調査実務等を内容とした給付専門研修を実施し、業務に必要な専門的知識の向上を図った。</p> <p>なお、労災請求の長期未決事案について、局、署の連携を図り、管理者を含む局事案検討会の場及び労働基準部長報告の場において調査の進捗を共有、問題点を洗い出すことにより、署に対し判断に必要な具体的な調査指示等を示し早期処理を図ったが、令和4年9月末現在の長期未決事案は前年同期と比べ、33件の増となった。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	引き続き長期未決事案解消のため、上記取組を継続するとともに、労災補償監察官等を署の事案検討会に参加させ、実施時期を明確にした調査指示及び指示後のフォローアップの徹底を図り、調査期間の短縮を図る。
担当部署	労働基準部労災補償課

重点施策	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(6) 最低賃金制度の適切な運営等
取組目標	<p>① 最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であるため、業務改善や生産性向上に係るニーズに応え、雇用環境・均等部と連携して拡充された業務改善助成金の周知・利用勧奨に努める。</p> <p>また、雇用環境・均等部と連携して生産性向上等に取り組む事業者等に対して相談や訪問支援等を行う北海道働き方改革推進支援センターの利用促進を図る。</p> <p>② 道内経済動向や地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）等を踏まえつつ、北海道地方最低賃金審議会の円滑な運営に努める。</p> <p>また、改定された場合の最低賃金額について、使用者団体及び労働者団体の協力を得て周知・徹底するとともに、広く道民に周知するため、地方公共団体等の広報誌を通じた効果的な周知広報に努める。</p> <p>さらに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施して、最低賃金の履行確保を図る。</p>
取組結果	<p>① 北海道労働局HPのトップページに「中小企業・小規模事業者へ業務改善助成金ほか」のページを新設し、文字だけにしないよう、パンフ・リーフレットを貼り付け、クリックすれば拡大され、ニーズに応じてパンフ、リーフレットが原寸大で印刷もできる方式にして、事業者が支援の情報を得られやすいように、また、関係者が傘下事業者へ情報提供しやすいようにして、適時、改定して業務改善助成金の周知に努めた。</p> <p>また、北海道労働局、各労働基準監督署・公共職業安定所、北海道働き方改革推進支援センターは、各種会議等あらゆる機会を捉えて周知、活用勧奨を行ったほか、改正最低賃金額が公示された令和4年9月2日以降、改正最低賃金額のパンフレット及びリーフレットを、使用者団体、労働者団体等の1,059団体へ順次、発送してその周知を図ったほか、地方公共団体等に対し広報誌並びにHPへの掲載依頼時に併せて、北海道働き方改革推進支援センターのリーフレットを配付して利用促進を図った。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症が拡大する中であって、中央最低賃金審議会目安答申が昨年より2週間程度遅れて8月2日となったが、適時、道内経済動向や地域の実情等に関する資料を提供するなどして、円滑に北海道地方最低賃金審議会の運営を行い、令和4年8月8日、北海道地方最低賃金審議会は、北海道労働局長へ答申した。</p> <p>また、改正最低賃金額について、前記①の方法により周知したほか、SNS（Twitter）を活用して周知に努めた。</p>
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 引き続き、業務改善助成金の周知、利用勧奨に取り組むとともに、北海道働き方改革推進支援センターの利用促進を図る。</p> <p>② 引き続き、改正された最低賃金額の周知を図る。また、履行確保を図るための監督指導等を第4四半期に各労働基準監督署を通じて実施することとしている。</p>
担当部署	労働基準部賃金室

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 職業紹介業務の充実・強化及びデジタル化の推進
取組目標	<p>① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進</p> <p>② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援</p> <p>③ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携</p>
取組結果	<p>① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進</p> <p>求職者及び求人者に対し、リーフレット等を活用した周知などにより、マイページ開設を促すとともに、オンラインによる職業相談やマザーズハローワーク札幌及び札幌わかものハローワークにおけるチャットシステムによる職業相談を実施した。</p> <p>【資料3-2, 3-3】</p> <p>また、ホームページやSNS (Twitter、Facebook など) による就職支援セミナー、企業説明会や見学会などの各種情報発信の充実・強化に努めたほか、就職支援セミナーのオンライン開催やWEB申込みの導入など、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図った。</p> <p>ア マイページ新規開設数 (9月末までの累計。() 前年同期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人者 2,765 事業所 (2,163 事業所) ・求職者 13,431 人 (6,830 人) <p>イ チャット相談実施状況 (9月末までの累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク札幌 118 件 ・札幌わかものハローワーク 129 件 <p>ウ オンラインセミナー、面接会等の開催状況 (9月末までの累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー 55 回 延べ 586 名参加 ・精神・発達障害者しごとサポート養成講座 5 回 2 社 115 名参加 <p>② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援</p> <p>DXの加速度的な進展を背景に、IT人材の質的・量的確保を図る観点から、関係機関と連携しながら、デジタル分野の訓練コース開講に向けた取組を行った。</p> <p>また、企業内での人材育成に取り組む事業主に向け、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の周知・利用促進に向けた取組を行った。</p> <p>ア IT特例訓練の実施</p> <p>デジタル分野については、一定の要件を満たしたIT分野の資格取得を目指す公的職業訓練のコースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等のIT分野の特例措置を活用し、訓練コースの拡充を図っている。</p> <p>また、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講拡大に当たり、窓口相談のほか、各種求職者に対する説明会を活用し、関連業界の雇用動向や労働市場の説明により受講を促すとともに、訓練中から訓練修了後までのきめ細かな伴走型支援により、再就職支援を実施している。</p> <p>イ IT特例訓練実施件数 (令和4年9月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業訓練：2 コース

・求職者支援訓練：0コース

※求職者支援訓練については、12月開講予定（1コース）

ウ 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の周知【資料3-4、3-5】

制度周知リーフレットを労働局HPへ掲載、助成金センター及びハローワークにおいて配付したほか、経済団体、労働団体、IT関連企業団体へ文書により活用勸奨に係る周知依頼（10団体）を行った。

③ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携

ア 労働分野における国と地方公共団体との連携

北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「北海道労働政策協定」の令和4年度事業計画において、多様な働き手に対する就業支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用対策・テレワークの推進等に取り組んでいる。

また、札幌市と締結した「雇用対策協定」の令和4年度事業計画においては、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者等に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んでいる。

さらに、沼田町と締結した「雇用対策協定」の令和4年度事業計画においては、若者の新規就業・回帰の促進、地域における雇用対策の推進、女性の多様な働き方の支援、企業誘致による新たな雇用創出と人材確保に取り組んでいる。

イ 地方公共団体と労働局の協定に基づく一体的実施の推進

地方自治体からの提案を基に国と地方自治体との間で協定を締結し、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所の他、委託事業を実施）。

【委託事業】

（北海道）

・「学生等合同企業説明会・就職面接会」

8月19日開催、参加企業98社、参加者98人

・「ユースエール認定企業等による合同就職面接会・企業説明会」

9月14日開催、参加企業7社、参加者16人

（札幌市）

・「子育てと仕事の両立を目指す方のための就活準備セミナー（オンライン併用）」 9月（4日間）開催、参加者5人（うちオンライン参加1人）

ウ 市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援

・ふるさとハローワークでの就職件数（9月末までの累計、（ ）は前年同期）

北広島137件（197件）、恵庭市186件（163件）、登別市143件（177件）

美唄市131件（118件）、石狩市141件（172件）

	<p>エ 地方創生にかかるU・I・Jターン事業での連携と雇用機会の創出 北海道と緊密に連携し、事業に取り組んでいる。</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進 引き続き、求人者・求職者マイページの開設促進を図るとともに、HPやSNS等を活用したハローワークの就職支援情報の発信強化、オンライン職業相談等のオンラインサービスの利用促進を図っていく。</p> <p>② デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援 引き続きデジタル分野訓練の一層の周知、広報を実施するとともに、11月に予定している北海道地域職業能力開発促進協議会において、デジタル分野コースを含めた訓練コースの地域偏在等の課題について協議を行い、来年度の地域職業訓練実施計画に的確に反映させるよう関係機関と連携して取り組む。 また、9月1日から制度の見直しを行った人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の周知・利用促進に努める。</p> <p>③ 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携 ア 引き続き、「北海道労働政策協定」、札幌市及び沼田町との「雇用対策協定」に基づき地方公共団体と密接に連携する。 イ 引き続き一体的実施事業を実施。</p> <p>【委託事業】 (北海道) ・「オンライン方式U・Iターンフェア」 10月21日～22日開催、参加企業60社を予定 ・「ユースエール認定企業等による合同就職面接会・企業説明会」 12月15日開催、参加企業8社を予定 ・「学生等合同企業説明会・就職面接会」 令和5年2月開催、参加企業100社を予定 (札幌市) ・「子育てと仕事の両立を目指す方のための就活準備セミナー（オンライン併用）」 10月～12月（16日間）開催予定 (旭川市) ・「高齢者向け及び若年者向け企業説明会（オンライン併用）」 令和5年1月～2月開催予定、それぞれ参加企業10社を予定 ウ 引き続き、ふるさとハローワークにおいて就職支援を実施する（利用者の減少が見られる施設については、地方公共団体と周知活動をはじめ連携を強化し、利用勧奨に努める。）。</p> <p>エ 北海道と連携し、「オンライン方式北海道U・Iターンフェア2023春」を令和5年3月開催予定。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課、職業対策課、訓練室</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2) 新規学卒者等への就職支援
取組目標	【目標値】 新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。
取組結果	<p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校との連携体制構築のため、求人受理開始前に全ての高校を対象に学卒担当職員及び就職支援ナビゲーターによる訪問を行い、ハローワークにおける支援メニューの説明を行うなど連携の強化を図った。 ・就職支援ナビゲーターによる継続的な求人開拓、管内の求人動向の学校との情報共有、就職希望者のニーズに応じた職業相談、面接指導などの支援を実施した。 ・就職希望の高校3年生を対象に、就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図る「就職ガイダンス」を6月～9月の間に全道で35回開催した。 <p>【新規高等学校卒業者の就職内定率】</p> <p>令和5年3月卒（9月末現在） ※10月末公表予定</p> <p>令和4年3月卒（9月末現在） 40.8%</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携を図るため、大学等ごとに担当の就職支援ナビゲーターを定め、ハローワークに求めるニーズを把握の上、各種セミナー、出張相談等を実施した。 ・出張相談の実施により把握した未内定者に対しては、ハローワークの支援メニューの周知を行うとともに、窓口利用への誘導を図った。 <p>なお、札幌新卒応援ハローワークの周知については、SNS（Facebook、Twitter、Instagram、LINE）を活用した情報発信を積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学生等就職マッチングフェア2022（合同企業説明会・就職面接会）」を開催 開催日：8月19日、参加企業98社、参加者98人
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>ア 新規高卒者に対する就職支援</p> <p>引き続き就職支援ナビゲーターによる求人開拓や就職希望者のニーズに応じた支援（職業相談、面接指導など）を実施するほか、未内定生徒の保護者向け啓発文の送付や応募機会の拡大と就職内定の促進を目的に道内9地域で新規高卒者就職面接会を開催する。</p> <p>イ 新規大卒者等に対する就職支援</p> <p>引き続き就職支援ナビゲーターによる大学等への定期訪問を行い、未内定者の把握などの情報収集及び新卒応援ハローワークの支援メニューの周知に努めるとともに出張相談や新規大卒者等を対象とした就職面接会（札幌）を開催する。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策												
テーマ	(3) 非正規雇用労働者等への支援												
取組目標	<p>① 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 【目標値】フリーターの正社員就職数について、4,636人以上を目指す。</p> <p>② 求職者支援制度による再就職支援 【目標値】・公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数 2,939人以上 ・公的職業訓練の修了後3か月後の就職率</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>公共職業訓練の「施設内訓練」</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>「委託訓練」</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>求職者支援訓練の「基礎コース」</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>「実践コース」</td> <td>65%以上</td> </tr> </table> <p>③ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援 【目標値】・生活保護受給者等の支援対象者数 3,780人以上 ・就職者数 2,403人以上 ・就職率 63.3%以上</p>	公共職業訓練の「施設内訓練」	80%以上	「委託訓練」	75%以上	求職者支援訓練の「基礎コース」	60%以上	「実践コース」	65%以上				
公共職業訓練の「施設内訓練」	80%以上												
「委託訓練」	75%以上												
求職者支援訓練の「基礎コース」	60%以上												
「実践コース」	65%以上												
取組結果	<p>① 求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 非正規雇用労働者及びフリーターの就職を支援するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに配置している就職支援ナビゲーターによる、求職者個々のニーズや能力に応じたきめ細かな担当者制による職業相談、職業紹介の実施 ・道内9か所（サテライト2箇所を含む）の地域若者サポートステーションと連携した支援の実施 ・北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」及び道内5か所のジョブカフェ地方拠点など北海道との連携による支援の実施 <p>【フリーターの正社員就職件数】</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和4年度（8月末現在）</td> <td>2,127件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>2,196件</td> </tr> </table> <p>【わかものハローワーク等における取扱状況（就職件数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌わかものハローワーク <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和4年度（8月末現在）</td> <td>187件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>154件</td> </tr> </table> ・わかもの支援窓口（道内6か所） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和4年度（8月末現在）</td> <td>321件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8月末現在）</td> <td>222件</td> </tr> </table> <p>② 求職者支援制度による再就職支援</p> <p>ア SNS（Twitter・Facebook）、YouTubeを活用した職業訓練や求職者支援制度（特例措置含む）の周知を実施しているほか、労働局のHPを活用し、職業訓練受講を検討する既存の求職者だけではなく、ハローワークを利用していない新たな求職者層にも興味を持ってもらえるような周知、広報を行っている。また、労働局のHP</p>	令和4年度（8月末現在）	2,127件	令和3年度（8月末現在）	2,196件	令和4年度（8月末現在）	187件	令和3年度（8月末現在）	154件	令和4年度（8月末現在）	321件	令和3年度（8月末現在）	222件
令和4年度（8月末現在）	2,127件												
令和3年度（8月末現在）	2,196件												
令和4年度（8月末現在）	187件												
令和3年度（8月末現在）	154件												
令和4年度（8月末現在）	321件												
令和3年度（8月末現在）	222件												

から詳細なコース案内や各訓練施設のHPにリンクさせるなど、ハローワークの職業相談窓口においても、効果的に活用できるよう工夫している。

イ 募集訓練応募状況リストをすべてのハローワークに毎週送付し、職業訓練の窓口だけではなく、ハローワークの他の職業相談窓口でも共有し、職業訓練を就職支援策の一つとして活用するよう、指示している。

ウ 人手不足分野である介護分野の人材育成を目的として、札幌圏における介護職員初任者研修訓練の開講時期を概ね2週間ごとに分散し、定期的の開講するようコース設定することで、より受講しやすい環境整備に向けた取組を継続している。

エ 訓練受講中から伴走型の就職支援を実施するとともに、各ハローワークに対して訓練種別ごとの就職状況を毎月提供し、進捗状況の共有を図ったうえで、各種機会を通じて訓練修了者の就職促進に対する意識向上を図っている、

- ・ 公的職業訓練修了3か月後の就職件数 2,190人
- ・ 公的職業訓練修了3か月後の就職率

公共職業訓練(9月末現在)

「施設内訓練」: 85.7%

「委託訓練」: 71.0%

求職者支援訓練(9月末現在)

「基礎コース」: 57.8%

「実践コース」: 63.8%

③ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

ア 地方公共団体(福祉事務所、自立相談支援機関)と連携し、生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援を推進している。

【令和4年9月末現在】

- ・ 生活保護受給者等の支援対象者数 2,031人
- ・ 就職者数 1,277人
- ・ 就職率 62.9%

イ これまで、ハローワークでは生活保護や各種貸付制度の相談について関係機関へ適切に誘導を行ってきたが、住居・生活支援に関する相談、職業訓練や就労支援等を総合的に支援するため、全道すべてのハローワークに「すまい・生活・しごと総合サポート」窓口を設置し支援を実施している。

ウ 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)について、関係機関と連携を図り、該当事業所に対する周知に努めた。

進捗を踏まえた下半期の取組

① 引き続き、非正規雇用労働者及びフリーターへの就職支援を実施する。

- ・ 各ハローワークに配置の就職支援ナビゲーターによる支援対象者の選定と個々のニーズや能力に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施
- ・ 地域若者サポートステーションと連携した支援の実施
- ・ 北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ(北海道わかもの就職応援センター)」及び地方拠点を含むジョブカフェとの取組について、北海道との連携による一体的な

	<p>就職支援の実施</p> <p>② 上記取組を継続する。特に幅広い層に効果が見込まれるSNSを活用した周知、広報について、よりわかりやすく、より使いやすくなるよう利用者目線に立った改善を日常的に行う。また、一層需要が高まっているeラーニングを活用した職業訓練のPRと適切なあっせんに努める。</p> <p>③ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援</p> <p>ア 関係機関と一層の連携を図り、各地方公共団体と協定を結び、生活保護受給者等の生活困窮者をチーム支援等の支援対象とする生活保護受給者等の就労自立促進のための取組を積極的に実施する。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対しては、その方の状況に応じた支援を行うために求職者担当制による個別支援などにより、丁寧な対応に努めるほか、来所を希望されない方に対しては、電話やオンラインを活用した職業相談、紹介を実施する。</p> <p>ウ 自治体のほか、関係機関と一層の連携を図り、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の活用を促進する。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課、訓練室

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(4) 高齢者の就労・社会参加の促進
取組目標	<p>① 65歳までの雇用確保に向けた指導及び70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援</p> <p>② ハローワークにおける生涯現役窓口などのマッチング支援</p> <p>③ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保</p>
取組結果	<p>① 65歳までの雇用確保措置を講じていない事業所に対しては、訪問し導入に向けた助言・指導を行うとともに、70歳までの就業確保措置についても、従業員規模の大きな事業所等を訪問し、制度内容の周知徹底及び啓発指導や好事例の情報収集等を図った。【資料3-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用状況等報告の集計結果（令和3年6月1日現在、21人以上事業所） 【集計対象事業所数】9,128社 【65歳までの雇用確保措置状況】未措置事業所45社 （うち令和4年9月末現在措置済み事業所32社） 【70歳までの就業確保措置状況】措置済み事業所2,658社 <p>また、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携した事業所訪問指導を行った。 【訪問指導事業所数】 692社（令和4年9月末現在） 528社（令和3年9月末現在）</p> <p>② 道内ハローワーク12所に設置した「生涯現役支援窓口」を利用する求職者に対し、丁寧な職業相談や情報提供に努め、各種就職支援を行った。【資料3-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯現役支援窓口」の状況 【65歳以上の就職件数】 957件（令和4年9月末現在） 725件（令和3年9月末現在） <p>③ 地域における多様な就業機会を確保するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターとの連携 【道内シルバー人材センター数】40カ所 ・生涯現役促進地域連携事業 【実施地域】2地域（帯広市、鷹栖町）令和2年度より3年間実施 ・生涯現役地域づくり環境整備事業【資料3-8】 【実施地域】1地域（北広島市）令和4年度より3年間実施
進捗を踏まえた下半期の取組	<p>① 令和3年度の高齢者雇用状況等報告で把握した65歳までの雇用確保措置未実施事業所のうち現在も未措置の事業所に対しては、引き続き早急な解消に向け、機構と連携し指導を行うとともに、令和4年度と同報告により新たに把握した未実施事業所に対しても、年度内の解消に向けて、機構と連携し指導を行う。</p> <p>また、70歳までの就業確保措置についても、引き続き事業所訪問による周知・啓発を行うとともに、例年実施している高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、北海道労働局、ハローワーク主催による「地域ワークショップ2022 高齢者雇用推進セミナー」を10月14日（金）に開催し、高齢社員の活用に向けた制度概要や課</p>

	<p>題・対策に関する講演、取組事例、助成金等を説明し、制度の周知・啓発を行う。</p> <p>② 引き続き、企業に対して高齢者雇用に係る理解促進を図るとともに、求職者に対しては、きめ細かな再就職支援を行う。</p> <p>また、企業とシニア人材を含む求職者のマッチングを図るため、新たに、札幌商工会議所主催、ハローワーク札幌共催による「予約制ミニ企業説明会」を令和4年9月より翌年3月まで週2回開催する（企業1日2社、説明会と面接の間でハローワークによる職業相談・紹介を実施）。</p> <p>③ 引き続き「シルバー人材センター事業」や「生涯現役促進地域連携事業」、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を通じて、各シルバー人材センター、地方公共団体及びハローワークとの連携・強化を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(5) 障害者の就労促進
取組目標	① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 ② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 ③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援
取組結果	① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 昨年度の障害者雇用状況報告(6-1報告)において、法定雇用率が未達成の企業、特に雇入れ計画実施中の企業に対しては、安定所幹部職員による訪問指導を行い、併せて、企業向けチーム支援の積極的な活用を促すとともに、関係機関との連携による業務の切り出しや雇用管理に関する助言等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者雇用トータルサポーター(企業支援分)(2所に配置)による支援 <ul style="list-style-type: none"> 【支援実施件数(9月末現在。()は前年同期)】 事業所支援 406件(110件)、定着支援 48件(77件) 企業向けチーム支援の実施状況(9月末現在。()は前年同期) <ul style="list-style-type: none"> 【支援件数】 雇入れ支援件数 67件(37件) 紹介件数 65件(40件) 採用件数 29件(23件) フォローアップ件数 24件(27件) ② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 個々の求職者の障害の程度・内容に応じた支援が必要であるため、障害特性に応じた専門家のカウンセリング等によるきめ細かな相談、就労支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者雇用トータルサポーター(8所に配置)による支援 <ul style="list-style-type: none"> 【支援対象者数】 240人(令和4年9月末現在) 221人(令和3年9月末現在) 【就職件数】 130件(令和4年9月末現在) 134件(令和3年9月末現在) 雇用トータルサポーター(大学等支援分(1所に配置))による支援(9月末現在。()は前年同期) <ul style="list-style-type: none"> 【支援対象者】20人(18人)、【就職者数】4人(8人) 発達障害者雇用トータルサポーター(2所に配置)による支援 <ul style="list-style-type: none"> 【支援対象者】 81人(令和4年9月末現在) 16人(令和3年9月末現在) 【就職件数】 28件(令和4年9月末現在) 10件(令和3年9月末現在) 難病患者就職サポーター(2所に配置)による支援 <ul style="list-style-type: none"> 【支援対象者】 194人(令和4年9月末現在) 99人(令和3年9月末現在) 【就職件数】 42件(令和4年9月末現在) 25件(令和3年9月末現在) ③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 昨年度の障害者任免状況報告において、雇用率未達成の公的機関、地方公共団体に

	<p>対して、早期に安定所幹部による指導を実施した。また、公的機関からの要請により「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場適応支援者（1所に配置）による支援 <ul style="list-style-type: none"> 【支援実施件数】 89件（令和4年9月末現在） 62件（令和3年9月末現在） ・公務部門関係相談窓口による相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 217件（令和4年9月末現在） 157件（令和3年9月末現在）
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等</p> <p>令和4年度の障害者雇用状況報告（6-1報告）を踏まえ、障害者の法定雇用率未達成企業、特に雇用ゼロ人企業の状況や雇用が進まない理由等を分析し、効果的な達成指導を行っていく。</p> <p>また、職場での障害者の理解者、サポーターになっていただくことを目的として、企業を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。</p> <p>② 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援</p> <p>引き続き、各トータルサポーター等の支援を受けた障害者の就職に向けて、職業相談部署との連携強化に努める。</p> <p>③ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援</p> <p>令和4年度の障害者任免状況を踏まえ、雇用率未達成の公的機関には、安定所幹部及び局幹部による訪問指導のほか、地方公共団体に対しては、組織内の福祉部門との連携や管内障害者支援機関との連携を促す等、効果的な指導を行っていく。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(6) 外国人に対する支援
取組目標	<p>① 外国人求職者等に対する就職支援</p> <p>② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援</p> <p>③ 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施</p>
取組結果	<p>① 外国人求職者等に対する就職支援</p> <p>ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施</p> <p>ハローワーク札幌に設置している「外国人・留学生支援コーナー」において、職業相談や留学生合同企業説明会の開催による効果的な支援に努めるとともに、留学生の採用を検討している事業主等に対して、外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）による相談を実施した。【資料3-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人・留学生支援コーナー」の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> 【新規求職者数】 27人（令和4年9月末現在） 34人（令和3年9月末現在） 【相談件数】 163件（令和4年9月末現在） 141件（令和3年9月末現在） 【就職件数】 27件（令和4年9月末現在） 30件（令和3年9月末現在） 【就職率】 100.0%（令和4年9月末現在） 88.2%（令和3年9月末現在） ・留学生合同企業説明会の開催（令和4年9月8日（木）） <ul style="list-style-type: none"> 【参加】 企業5社、留学生21名（延べ人数） ・外国人雇用管理アドバイザーの活動状況 <ul style="list-style-type: none"> 【相談件数】 9件（令和4年9月末現在） 7件（令和3年9月末現在） <p>イ 定住外国人等に対する相談支援の実施</p> <p>ハローワーク札幌に設置している「外国人・留学生支援コーナー」において、英語・中国語・韓国語の通訳を、ハローワーク岩内俱知安分室には令和2年度から英語の通訳を配置し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人・留学生支援コーナー」の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> 【新規求職者数】 102人（令和4年9月末現在） 121人（令和3年9月末現在） 【相談件数】 433件（令和4年9月末現在） 604件（令和3年9月末現在）

	<p>【就職件数】 10件（令和4年9月末現在） 17件（令和3年9月末現在）</p> <p>【就職率】 9.8%（令和4年9月末現在） 14.0%（令和3年9月末現在）</p> <p>② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 外国人雇用事業所への訪問等による指導を行った。</p> <p>【指導件数】 159件（令和4年9月末現在） 100件（令和3年9月末現在）</p> <p>③ 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施 特定技能外国人の円滑な職場・地域への定着支援を行う「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を北海道と局・ハローワークの連携により実施した（令和2年9月開始）。【資料3-10】 当該モデル事業への参加企業を募集し、支援対象企業を決定。外国人材と支援対象企業とのマッチングを実施し、外国人材について随時入国・入社しており、外国人材の受け入れ・定着のための支援を行った。 ・モデル事業実施状況（令和4年9月末現在：累計） 【支援対象企業数】 32社（介護24社、飲食料品製造7社、農業1社） 【外国人材の入社人数】 125人（介護82人、飲食料品製造41人、農業2人）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 外国人求職者等に対する就職支援 引き続き大学等と連携の上、留学生への支援に努めるとともに、定住外国人等へは在留資格に基づき就職可能な職種を確認の上、個別支援を実施する。</p> <p>② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 引き続き、事業所への訪問等により制度の周知や雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行う。</p> <p>③ 北海道と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施 引き続き、北海道と局・ハローワークが連携の上、外国人材が円滑に職場・地域に定着できるよう支援を行う支援。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

重点施策	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(7) 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組目標	① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進 ② 刑務所出所者等の就労支援
取組結果	<p>① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進</p> <p>求職者に対しては就職支援ナビゲーターによる就職支援を活用し、事業主に対しては通年雇用助成金等を周知し、その活用を働きかけ、季節労働者の通年雇用化に向けた取組を実施した。</p> <p>ア 就職支援ナビゲーターによる就職支援</p> <p>【支援開始者】 510 人（令和4年6月末日現在） 597 人（令和3年6月末日現在）</p> <p>【就職者数】 389 人（令和4年6月末日現在） 469 人（令和3年6月末日現在）</p> <p>うち、常用就職者数 200 人（令和4年6月末日現在） 275 人（令和3年6月末日現在）</p> <p>イ 通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進</p> <p>【申請事業所数】 2,860 事業所（令和3年度分実績） 3,078 事業所（令和2年度分実績）</p> <p>【申請対象労働者数】 5,992 人（令和3年度分実績） 6,783 人（令和2年度分実績）</p> <p>ウ 通年雇用促進支援事業（委託事業）の実施状況</p> <p>【実施協議会数】 42 協議会（令和3年度分実績） 42 協議会（令和2年度分実績）</p> <p>【通年雇用化数】 1,678 人（令和3年度分実績） 1,965 人（令和2年度分実績）</p> <p>② 刑務所出所者等の就労支援</p> <p>矯正施設・保護観察所と連携を図り、支援要請による職業講話や個別の就職支援を実施し、就職促進に努めた。</p> <p>また、月形刑務所、札幌刑務所・札幌刑務支所、網走刑務所の就労支援強化矯正施設において、就職支援ナビゲーターが駐在して、就職支援を行った。</p> <p>ア 刑務所出所者等就労支援事業による就職支援</p> <p>(ア) 矯正施設入所者関係</p> <p>【支援開始者】 192 人（令和4年9月末日現在） 201 人（令和3年9月末日現在）</p> <p>【紹介就職者】 44 人（令和4年9月末日現在） 44 人（令和3年9月末日現在）</p>

	<p>(イ) 保護観察対象者関係</p> <p>【支援開始者】 63人（令和4年9月末日現在） 62人（令和3年9月末日現在）</p> <p>【紹介就職者】 19人（令和4年9月末日現在） 31人（令和3年9月末日現在）</p> <p>イ 地域関係機関との連携 北海道再犯防止推進連絡会議（Web開催）令和4年6月3日（金）</p>
<p>進捗を踏まえた下半期の取組</p>	<p>① 季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進 引き続き、季節労働者の通年雇用化に向けた就職支援を実施する。 また、通年雇用促進支援事業の受託協議会に対して、各種情報の提供、事業メニューの周知など、ハローワークと効果的な連携を図り、季節労働者の通年雇用を促進する。</p> <p>② 刑務所出所者等の就労支援 引き続き、矯正施設・保護観察所等の関係機関と連携し、支援対象者への就職支援を行う。 北海道再犯防止推進会議に付随する各種会議等に参加し、引き続き関係機関とのネットワーク構築を図る</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課</p>

令和4年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

I 継続的な目標

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況
1	就職氷河期世代活躍支援プランの実施	<p>【目標値】 正規雇用に結びついた不安定就労者数 4,300人以上</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 「不安定な就労状態にある方」北海道23,300人／全国541,700人 ×100≒4.3% 30万人（国の目標）×4.3%＝12,900人（※北海道の3年間の目標） 1年間の目標は12,900人÷3＝4,300人</p> <p>【目標設定期間（令和2～4年度）における実績】 令和3年度 5,406人 令和2年度 4,889人</p>	<p>ハローワークによる就職氷河期世代の正社員就職件数</p> <p>【就職件数】 2,533人（R4.8月末現在）</p>
2	13次防における業種別対策等の取組	<p>【目標値】 死亡災害について、過去最少（50人以下）の更新を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 死亡災害については、13次防の当初目標（64人以下）を達成しているため、本年度においても過去最少値の更新を目指す。</p> <p>令和3年 59件 令和2年 51件 令和元年 62件</p>	<p>死亡災害は31人（9月末現在） （前年同期と比べ、4人減少しており、過去最少であった令和2年の同期より1人少ない。）</p>
3	メンタルヘルスの取組の推進	<p>【目標値】 一定規模の特定9業種の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 2018年度から始まった5か年計画による。</p> <p>令和3年度 72.1% 令和2年度 71.3% 令和元年度 62.0%</p>	<p>令和4年度 71.7%（9月末現在）</p>

II 各部の主要課題・目標

雇用環境・均等部

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況																														
1	女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	<p>【目標値】 報告徴収における指導事項の是正率を年度末において95%以上</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 報告徴収は年度内に計画的かつ随時行い10割の是正を目指す、年度末の3月に実施し4月以降には是正という事案が想定されるため、年度末は是正率を95%以上と設定したもの。</p> <p>【近年の実施状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年度</th> <th style="text-align: left;">実施事業場数</th> <th style="text-align: left;">助言・改善</th> <th style="text-align: left;">年度内是正数</th> <th style="text-align: left;">年度内是正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>257件</td> <td>253件</td> <td>252件</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>102件</td> <td>102件</td> <td>97件</td> <td>95.1%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>256件</td> <td>248件</td> <td>244件</td> <td>98.4%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施事業場数	助言・改善	年度内是正数	年度内是正率	令和3年度	257件	253件	252件	99.6%	令和2年度	102件	102件	97件	95.1%	令和元年度	256件	248件	244件	98.4%	<p>【近年の実施状況】（R4.9月末）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>実施事業場数</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td>助言・改善</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>是正数</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>是正率</td> <td style="text-align: right;">75.0%</td> </tr> </tbody> </table>	実施事業場数	5件	助言・改善	4件	是正数	3件	是正率	75.0%		
年度	実施事業場数	助言・改善	年度内是正数	年度内是正率																													
令和3年度	257件	253件	252件	99.6%																													
令和2年度	102件	102件	97件	95.1%																													
令和元年度	256件	248件	244件	98.4%																													
実施事業場数	5件																																
助言・改善	4件																																
是正数	3件																																
是正率	75.0%																																
2	個別労働関係紛争の解決の促進	<p>【目標値】 あっせん申請受理後、2か月以内の完結率を80%以上とし、あっせん参加率及び合意率の向上を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 あっせんについては、任意の制度であることを前提にしつつ、あっせんのメリットや利用者の声を紹介する等により、積極的にWebあっせんの実施、被申請者に参加を奨励し、2か月以内の完結率を3か年（R1～R3）平均以上を目標に紛争の迅速な解決を図る。 また、近年のあっせん処理状況に鑑み、参加率及び合意率の向上を目指す。</p> <p>【近年のあっせん処理状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年度</th> <th style="text-align: left;">2か月以内完結率</th> <th style="text-align: left;">処理件数</th> <th style="text-align: left;">合意率</th> <th style="text-align: left;">参加合意率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>82.3%</td> <td>181件</td> <td>30.4%</td> <td>64.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>64.6%</td> <td>237件</td> <td>30.4%</td> <td>60.2%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>76.9%</td> <td>303件</td> <td>37.6%</td> <td>68.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率	令和3年度	82.3%	181件	30.4%	64.7%	令和2年度	64.6%	237件	30.4%	60.2%	令和元年度	76.9%	303件	37.6%	68.9%	<p>【あっせん処理状況】（R4.9月末）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>あっせん申請</td> <td style="text-align: right;">104件</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月以内完結率</td> <td style="text-align: right;">61.5%</td> </tr> <tr> <td>処理件数</td> <td style="text-align: right;">91件</td> </tr> <tr> <td>合意率</td> <td style="text-align: right;">30.8%</td> </tr> <tr> <td>参加合意率</td> <td style="text-align: right;">62.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大により、当事者からのあっせん期日の延期申し入れ等があった場合は、延期した。</p>	あっせん申請	104件	2ヶ月以内完結率	61.5%	処理件数	91件	合意率	30.8%	参加合意率	62.8%
年度	2か月以内完結率	処理件数	合意率	参加合意率																													
令和3年度	82.3%	181件	30.4%	64.7%																													
令和2年度	64.6%	237件	30.4%	60.2%																													
令和元年度	76.9%	303件	37.6%	68.9%																													
あっせん申請	104件																																
2ヶ月以内完結率	61.5%																																
処理件数	91件																																
合意率	30.8%																																
参加合意率	62.8%																																

労働基準部

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況
1	長時間労働の抑制と過重労働対策	<p>【目標値】 36協定の電子申請による届出割合を昨年度より高める。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 36協定は、過重労働につながる長時間労働の抑制等を図り、また当該協定の適用を受ける労働者の労働条件を決定する性質を有するもので、電子申請を促進することにより申請者の利便性を高め届出率の向上が期待でき、さらにはコロナ感染症予防対策に資するものである。</p> <p>令和3年 12.1% 令和2年 3.4% 令和元年 2.0%</p>	令和4年(9月末現在) 16.0%
2	被災労働者に対する迅速かつ公正な保護	<p>【目標値】 各月末の長期未決事案件数を、直近3年度の各年度月平均の最小件数(30件)以下とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 労災請求事案の迅速・公正な処理のため長期未決事案の発生防止を図ることを目的に、これまで年度末の長期未決件数が前年度末の件数以下となるよう目標を設定し取り組んできたが、長期未決発生防止は年間を通じた取組であることから、月平均件数を指標に各月の長期未決件数がこれ以下となるよう目標を設定した。 直近3年度のうち最小となった令和2年度の件数以下を目指す。</p> <p>【長期未決事案の月平均件数】(小数点以下切捨て) 令和元年度 31件 令和2年度 30件 令和3年度 31件</p>	各月末の長期未決事案件数は、 4月末 27件 5月末 26件 6月末 32件 7月末 34件 8月末 39件 9月末 62件 であり、6月より目標数値を上回っている。
3	最低賃金制度の適切な運営等	<p>【目標値】 北海道最低賃金額の周知に際し、地方公共団体広報誌への掲載率100%を目標とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 道内の全労働者及び全使用者に改定後の北海道最低賃金の周知を図るため。</p>	改正最低賃金額が官報公示された令和4年9月2日以降、順次、北海道(総合)振興局含む。)及び179市町村に対して、改正最低賃金額を広報誌又はホームページへの掲載依頼を行った。

職業安定部

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況																
1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	<p>【目標値】 ・就職件数(一般) 51,425件以上 ・求人充足件数(一般) 52,084件以上 ・雇用保険受給者の早期再就職件数 18,996件以上</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、令和4年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就職件数(一般)</th> <th>求人充足(一般)</th> <th>早期再就職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49,883件</td> <td>49,811件</td> <td>19,072件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>50,997件</td> <td>50,845件</td> <td>22,033件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>61,127件</td> <td>60,097件</td> <td>23,935件</td> </tr> </tbody> </table>		就職件数(一般)	求人充足(一般)	早期再就職	令和3年度	49,883件	49,811件	19,072件	令和2年度	50,997件	50,845件	22,033件	令和元年度	61,127件	60,097件	23,935件	<ul style="list-style-type: none"> ・就職件数(一般) 25,495件(9月末) ・求人充足(一般) 25,380件(9月末) ・早期再就職 7,516件(7月末)
	就職件数(一般)	求人充足(一般)	早期再就職																
令和3年度	49,883件	49,811件	19,072件																
令和2年度	50,997件	50,845件	22,033件																
令和元年度	61,127件	60,097件	23,935件																

2	職業能力開発による就職等支援	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数 2,939人以上 就職率 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練の「施設内訓練」 80%以上 「委託訓練」 75%以上 求職者支援訓練の「基礎コース」 60%以上 「実践コース」 65%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 北海道地域職業訓練実施計画において設定された目標値</p> <p>【近年の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練（就職率） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>施設内訓練</td> <td>委託訓練</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86.3%</td> <td>69.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>87.3%</td> <td>72.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>85.6%</td> <td>72.6%</td> </tr> </table> 求職者支援訓練（就職率） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>基礎コース</td> <td>実践コース</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>51.1%</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>61.4%</td> <td>61.1%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>69.0%</td> <td>63.9%</td> </tr> </table> 		施設内訓練	委託訓練	令和3年度	86.3%	69.6%	令和2年度	87.3%	72.7%	令和元年度	85.6%	72.6%		基礎コース	実践コース	令和3年度	51.1%	62.7%	令和2年度	61.4%	61.1%	令和元年度	69.0%	63.9%	<p>令和4年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練修了3か月後の就職件数 2,190人 公的職業訓練修了3か月後の就職率 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> 「施設内訓練」：85.7% 「委託訓練」：71.0% 求職者支援訓練 <ul style="list-style-type: none"> 「基礎コース」：57.8% 「実践コース」：63.8%
	施設内訓練	委託訓練																									
令和3年度	86.3%	69.6%																									
令和2年度	87.3%	72.7%																									
令和元年度	85.6%	72.6%																									
	基礎コース	実践コース																									
令和3年度	51.1%	62.7%																									
令和2年度	61.4%	61.1%																									
令和元年度	69.0%	63.9%																									
3	若者に対する就職支援	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。 フリーター（※）の正社員就職数について、4,636人以上を目指す。 <p>※35歳未満で正社員就職を希望する求職者。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、令和4年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <p>◎新規学卒者の就職内定率（各年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月卒 高校98.3%、大学92.4%、短大95.3%、高専99.7%、専修96.7% 令和3年3月卒 高校98.2%、大学92.8%、短大95.5%、高専99.5%、専修95.0% 令和2年3月卒 高校98.6%、大学94.7%、短大97.2%、高専100%、専修96.7% <p>◎フリーターの正社員就職件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 4,990人 令和2年度 5,077人 令和元年度 10,716人（※） <p>※35歳以上45歳未満の不安定就労者を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者の就職内定率 新規高卒者は10月から公表予定。 新規大卒者等は令和5年3月末時点の状況を公表予定。 ハローワークによるフリーターの正社員就職件数 【就職件数】 2,127人（R4.8月末現在） 																								
4	生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等の支援対象者数 3,780人以上 就職者数 2,403人以上 就職率 63.3%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 生活保護受給者等就労自立促進事業に係る雇用保険二事業目標</p> <p>【近年の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支援対象者数</th> <th>就職者数</th> <th>就職率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,406人</td> <td>2,660人</td> <td>60.4%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,787人</td> <td>2,840人</td> <td>59.3%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5,786人</td> <td>3,508人</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table>		支援対象者数	就職者数	就職率	令和3年度	4,406人	2,660人	60.4%	令和2年度	4,787人	2,840人	59.3%	令和元年度	5,786人	3,508人	60.6%	<p>令和4年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者等の支援対象者数 2,031人 就職者数 1,277人 就職率 62.9% 								
	支援対象者数	就職者数	就職率																								
令和3年度	4,406人	2,660人	60.4%																								
令和2年度	4,787人	2,840人	59.3%																								
令和元年度	5,786人	3,508人	60.6%																								
5	障害者の就労促進	<p>【目標値】 ハローワークの紹介による障害者の就職件数について、前年度実績以上を目指す。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 本省より示された、令和4年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>【近年の実績】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,441件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,228件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,728件</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	4,441件	令和2年度	4,228件	令和元年度	4,728件	<p>（参考数値） ハローワークの紹介による障害者の就職件数 2,554件（R4.9月末現在）</p>																		
令和3年度	4,441件																										
令和2年度	4,228件																										
令和元年度	4,728件																										

総務部

	重要施策	数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過	進捗状況
1	労働保険未手続事業一掃対策の推進	<p>【目標値】 令和4年度の成立目標件数1,260件</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 過去3年間の実績の平均値を上回る数値を目標に、新規の未手続事業把握件数も考慮の上、適用促進計画を策定。</p>	<p>【実績値】 成立件数：297件 (R4.8月末現在)</p>